

# 資料編

# 策定経緯

|    |                                |                                              |
|----|--------------------------------|----------------------------------------------|
| 1  | 平成 30 年 9 月 21 日               | 印西市総合計画策定基本方針策定                              |
| 2  | 平成 30 年 10 月 25 日              | 総合計画審議会<br>・ 総合計画の策定について (諮問)                |
| 3  | 令和元年 8 月 3 日                   | 市民会議<br>・ 市の魅力や理想像など                         |
| 4  | 令和元年 8 月 9 日                   | 中学生会議<br>・ 市の魅力や理想像など                        |
| 5  | 令和元年 8 月 26 日                  | 若手職員会議<br>・ 市の魅力や理想像など                       |
| 6  | 令和元年 9 月 24 日                  | 総合計画策定作業部会<br>・ 将来都市像についてなど                  |
| 7  | 令和元年 11 月 13 日                 | 総合計画策定本部<br>・ 将来都市像、人口推計など                   |
| 8  | 令和元年 11 月 29 日                 | 議会 (全員協議会) へ報告<br>・ 策定経過、将来都市像、人口推計など        |
| 9  | 令和元年 12 月 23 日                 | 総合計画審議会<br>・ 策定経過、将来都市像、人口推計など               |
| 10 | 令和 2 年 1 月 8 日                 | 総合計画策定本部幹事会<br>・ 策定経過、将来都市像、政策の大綱案について       |
| 11 | 令和 2 年 1 月 29 日                | 総合計画策定本部<br>・ 将来都市像案の決定、政策の大綱案について           |
| 12 | 令和 2 年 2 月 3 日                 | 総合計画策定本部幹事会<br>・ 序論 (素案) 及び基本構想 (素案) について    |
| 13 | 令和 2 年 2 月 21 日                | 総合計画策定本部<br>・ 序論 (素案) 及び基本構想 (素案) について       |
| 14 | 令和 2 年 3 月 13 日                | 議会 (全員協議会) へ報告<br>・ 序論 (素案) 及び基本構想 (素案) について |
| 15 | 令和 2 年 3 月 16 日                | 総合計画審議会 (書面開催)<br>・ 序論 (素案) 及び基本構想 (素案) について |
| 16 | 令和 2 年 5 月 1 日から<br>5 月 31 日まで | 印西市総合計画基本構想 (素案) に係る市民意見公募手続 (パブリックコメント)     |
| 17 | 令和 2 年 6 月 19 日                | 総合計画策定本部<br>・ 基本構想 (素案) のパブリックコメント結果について     |
| 18 | 令和 2 年 6 月 26 日                | 総合計画審議会<br>・ 答申の検討についてなど                     |
| 19 | 令和 2 年 7 月 3 日                 | 総合計画策定本部幹事会<br>・ 基本計画の策定についてなど               |
| 20 | 令和 2 年 7 月 16 日                | 総合計画策定作業部会<br>・ 基本計画の策定についてなど                |

|    |                         |                                                |
|----|-------------------------|------------------------------------------------|
| 21 | 令和2年7月30日               | 基本構想(素案)に対する答申                                 |
| 22 | 令和2年8月12日               | 総合計画策定本部<br>・次期総合計画の基本構想(案)の決定についてなど           |
| 23 | 令和2年9月3日                | 議会で基本構想(案)を可決                                  |
| 24 | 令和2年10月6日               | 議会(勉強会)へ報告<br>・印西市第1次基本計画(素案)について              |
| 25 | 令和2年10月8日               | 総合計画審議会<br>・印西市総合計画について                        |
| 26 | 令和2年11月1日から<br>11月30日まで | 印西市第1次基本計画(素案)に係る市民意見公募手続(パブリックコメント)           |
| 27 | 令和2年12月16日              | 総合計画策定本部<br>・印西市第1次基本計画(素案)に係るパブリックコメントの結果について |
| 28 | 令和2年12月21日              | 総合計画審議会<br>・答申の検討についてなど                        |
| 29 | 令和3年1月6日                | 第1次基本計画(案)に対する答申                               |
| 30 | 令和3年1月13日               | 総合計画策定本部<br>第1次基本計画の決定                         |

# 印西市総合計画策定基本方針

## 1. 総合計画策定の趣旨

印西市では、昭和47（1972）年に初めて総合計画を策定してから、平成24（2012）年に策定した現在の総合計画まで、5度にわたり、まちづくりの将来都市像を示す総合計画を策定してきました。

現在の総合計画では、「ひと まち 自然 笑顔が輝く いんざい」を将来都市像とし、地域が持つ豊かな自然や伝統文化、整備された都市基盤、広大な農地、都心や成田空港への好アクセスなど、貴重な資源である地域特性を最大限に活かしたまちづくりを進めてきました。そして、現在の総合計画は、令和2（2020）年度で満了を迎えます。

その間、本市の人口は右肩上がりの増加を続けてきましたが、平成27（2015）年度に策定した「印西市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」においては、高齢化の進展とともに、近い将来には本市の人口も減少局面に入ることが示されました。

このような背景を踏まえ、本市では、持続可能な発展が求められる社会経済情勢や、市民ニーズの多様性、全国的な地方創生の取り組みなどに対応するため、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度を計画期間とする新たな総合計画を策定します。

## 2. 総合計画策定における基本的視点

総合計画の策定にあたっては、次の基本的視点に基づき作業を進めるものとします。

### (1) 総合計画と総合戦略の融合

現総合計画及び新市基本計画の検証を踏まえるとともに、総合戦略が令和元（2019）年度をもって終了しますが、総合戦略は人口減少に歯止めをかけ、地域の持続的な成長を目指すものとして、総合計画の施策を分野横断的に抽出した性格を有することから、次期総合計画は長期的な人口推計を含め、新たな総合戦略と一体的な計画として策定します。

### (2) 施策体系の整理

現行の第2次基本計画は6つの基本目標と20の政策、44の施策で構成されていますが、わかりやすい計画とするため、類似する施策の整理統合や、体系の構成についても見直しを検討します。

### (3) 時代のニーズを捉えた計画づくり

市民満足度・重要度調査の結果や、各種市民参加手続を活用した市民ニーズの把握はもちろんのこと、近年では、人口減少社会を見据えた地方創生や持続可能な社会経済の発展が求められるなど、環境が大きく変化していることから、それらを的確に捉えた計画づくりを進めます。

### 3. 策 定 体 制

総合計画の策定体制は次のとおりとします。

#### (1) 議会

印西市基本構想の策定に関する条例に基づき、議決機関として、市の基本構想の議決を行います。市は、議会から様々な観点での意見・提案を受けるため、基本構想の策定段階から、全員協議会等において十分な情報提供を行います。

#### (2) 総合計画審議会

印西市総合計画審議会条例に基づき設置する附属機関で、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について、調査及び審議をします。審議会は、知識経験を有する者、公募により選出された市民により委員15人以内で組織します。

#### (3) 市民参加

策定にあたっては、市民の意見等を広く取り入れるため、市民会議などの市民の意見を把握する機会をつくるとともに、市民説明会や市民意見公募（パブリックコメント）などの市民参加手続を取り入れるものとします。

#### (4) 庁内体制

総合計画策定本部を設置し、全庁的な策定体制を構築します。  
また、円滑に策定を進めるため、必要に応じて既存の庁議を活用します。

##### ① 策定本部

市長・副市長・教育長・各部の長で構成し、総合計画策定についての最高意思決定機関として、基本構想・基本計画・実施計画の策定を行います。

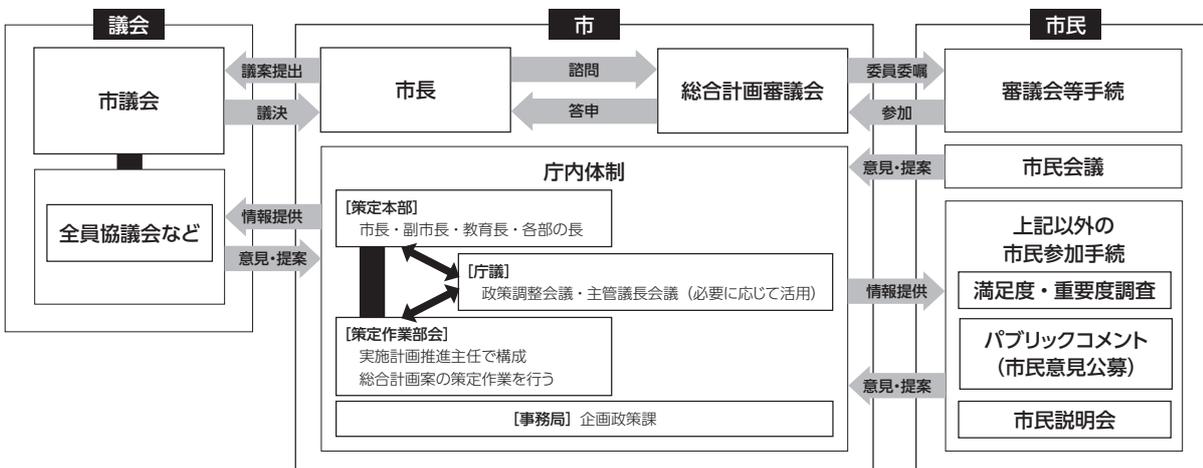
##### ② 主管課長会議等

原則、既存の庁議を活用し、総合計画の作成について、組織横断的な調整を行います。

##### ③ 策定作業部会

原則、実施計画推進主任で組織し、具体的な総合計画の作成・調整及び必要な資料・データの収集等を行います。

### 4. 策 定 体 制 図



# 関係条例

## 印西市基本構想の策定に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、まちづくりの最も基本的な指針となる印西市基本構想（以下「基本構想」という。）を策定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本構想の策定等)

第2条 市は、まちづくりの理想像（以下「将来都市像」という。）の実現に向けて、基本構想を策定するものとする。

2 基本構想は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市が目指す将来都市像
- (2) まちづくりの基本的な方針
- (3) 土地利用に関する基本的な方針
- (4) その他まちづくりに関する基本的な事項

3 基本構想の期間（以下「構想期間」という。）は、おおむね10年とし、当該基本構想において定めるものとする。

(基本構想の変更)

第3条 市は、社会情勢等の変化に伴い、基本構想の内容及び構想期間を見直す必要が生じたときは、構想期間内であっても、当該事項を変更することができる。

(市民等の意見の反映)

第4条 市は、基本構想を新たに策定し、又は変更するときは、印西市市民参加条例（平成20年条例第14号）の例により同条例第2条第2号に規定する市民等の意見を積極的に反映するよう努めるものとする。

(議会の議決)

第5条 市は、基本構想を新たに策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。ただし、基本構想の趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合はこの限りでない。

(公表)

第6条 市は、基本構想を新たに策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 印西市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、印西市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、印西市総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者及び公募により選出された市民のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政部企画政策課で処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月19日条例第17号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第5号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第16号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第10号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月15日条例第25号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日条例第33号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の印西市総合計画審議会条例（以下「新条例」という。）の規定により印西市総合計画審議会の委員（以下「委員」という。）として委嘱するための必要な手続については、この条例の施行の前日においても行うことができる。

(経過措置)

3 新条例の規定により委員として新たに委嘱された者の任期は、この条例の施行の際現に委員である者の残任期間に相当する期間とする。

4 この条例の施行の際現に改正前の第3条第2項第4号の規定により委嘱されている委員は、引き続き新条例第3条第2項に規定する公募により選出された市民として委嘱された委員とみなす。

附 則（平成22年3月17日条例第32号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

# 印西市総合計画審議会委員名簿

| 委員名    | 備考                        | 在任期間               | 備考  |
|--------|---------------------------|--------------------|-----|
| 篠田 道雄  | 印西市農業委員会会長                | H30.9.1 ~ R4.8.31  |     |
| 柴崎 達夫  | 印西市商工会会長                  | H30.9.1 ~ R4.8.31  |     |
| 五十嵐 新一 | 印西市町内会自治会連合会会長            | H30.9.1 ~ R2.8.31  |     |
| 吉野 康夫  | 印西市民生児童委員協議会会長            | H30.9.1 ~ R2.10.21 |     |
| 海老原 稔  | 印西市高齢者クラブ連合会会長            | H30.9.1 ~ R4.8.31  |     |
| 青柳 和江  | 印西市女性の会会長                 | H30.9.1 ~ R4.8.31  |     |
| 菊地 謙治  | 印西市スポーツ協会顧問               | H30.9.1 ~ R4.8.31  |     |
| 吉村 彰   | 東京電機大学名誉教授                | H30.9.1 ~ R4.8.31  | 会長  |
| 青木 和浩  | 順天堂大学スポーツ健康科学部教授          | H30.9.1 ~ R4.8.31  |     |
| 熊谷 公   | いんば学舎・松虫施設長               | H30.9.1 ~ R4.8.31  | 副会長 |
| 山本 昭信  | 元印旛地区地域審議会委員              | H30.9.1 ~ R2.8.31  |     |
| 田波 英俊  | 元本埜地区地域審議会委員              | H30.9.1 ~ R2.8.31  |     |
| 高橋 定一  | 元市職員                      | H30.9.1 ~ R2.8.31  |     |
| 大竹 たまい | 元市立保育園園長                  | H30.9.1 ~ R4.8.31  |     |
| 安達 卓俊  | 市民(公募)                    | H30.9.1 ~ R2.8.31  |     |
| 野々村 浩明 | 印西市町内会自治会連合会会長            | R2.9.1 ~ R4.8.31   |     |
| 竹谷 賢治  | 千葉ニュータウンセンター<br>ケーブルテレビ部長 | R2.9.1 ~ R4.8.31   |     |
| 竹川 佳孝  | 千葉銀行印西支店長                 | R2.9.1 ~ R2.11.30  |     |
| 竹内 仁   | 市民(公募)                    | R2.9.1 ~ R4.8.31   |     |
| 小林 正一  | 市民(公募)                    | R2.9.1 ~ R4.8.31   |     |
| 森山 崇   | 千葉銀行印西支店長                 | R2.12.1 ~ R4.8.31  |     |

※所属・役職等は委員委嘱時のものです。

# 諮問・答申

## ○ 諮問

印西市総合計画審議会  
会長 吉村 彰 様

印西企第178号  
平成30年10月25日

印西市長 板倉 正直

印西市総合計画について（諮問）

このことについて、市の将来のまちづくりの基本的指針となる印西市総合計画を策定するにあたり、印西市総合計画審議会条例（昭和57年条例第18号）第2条の規定により諮問します。

## ○ 答申

印西市長 板倉 正直 様

令和2年7月30日

印西市総合計画審議会  
会長 吉村 彰

印西市総合計画基本構想について（答申）

平成30年10月25日付け印西企第178号で諮問のありましたこのことについて、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

〔答申〕

- 1 本審議会は、印西市総合計画序論（素案）及び基本構想（素案）を妥当と判断します。
- 2 市民が住みよさを実感し、将来も住み続けたいと思えるまちづくりを進めるために、下記に掲げる事項を積極的に推し進めていただけるよう要望します。

記

政策1 安全・安心・健康福祉について

- (1) 地震、台風、豪雨及び洪水等から市民の生命と財産を守る対策
- (2) 犯罪等の被害から市民を守る対策
- (3) 感染症等から市民の生命を守る対策
- (4) 高齢者や障がい者が安心して生活できる対策

政策2 子育て・教育・文化について

- (1) 社会全体に多大な影響を及ぼす少子化への対策
- (2) 子どもたちの多様な可能性を伸ばすための教育
- (3) 伝統文化等を次世代へ継承する対策
- (4) 誰もが生涯を通して学ぶことのできる環境の整備

政策3 産業・交流について

- (1) 若い世代の就職の希望を叶える雇用の場の確保
- (2) 農業や商工業の活性化と事業継続対策
- (3) にぎわいのあるまちを創出するための対策

政策4 まちづくり・生活環境について

- (1) インフラや施設等の老朽化対策
- (2) 高齢化の進行にともなう移動手段の確保
- (3) 利便性向上のための交通ネットワークの構築
- (4) 持続化可能な社会を実現するための自然環境の保全

政策5 住民自治・協働・行財政について

- (1) 共助活動を継続するための地域コミュニティへの支援
- (2) 人口減少や少子高齢化の進行に対応した行政サービスの提供
- (3) 持続可能なまちづくりのための適正な行財政経営

# 諮問・答申

## ○答申

印西市長 板倉 正直 様

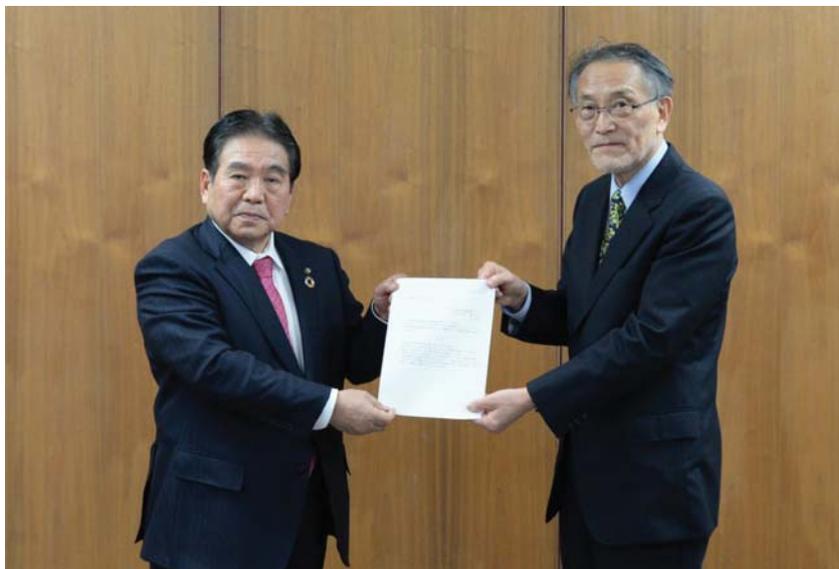
令和3年1月6日

印西市総合計画審議会  
会長 吉村 彰

印西市総合計画第1次基本計画の策定について（答申）  
平成30年10月25日付け印西企第178号で諮問のありましたこのことについて、印西市総合計画審議会条例第2条の規定により本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

〔答申〕

- 1 印西市総合計画第1次基本計画（案）を妥当と判断します。
- 2 基本計画における各施策の実施にあたっては、基本構想の策定において答申した要望事項を十分に踏まえ、基本構想の実現に向け推進していただきたい。
- 3 多様化する市民ニーズに的確に対応した行政運営を行うとともに、継続的な評価及び改善活動により目標や成果を市民に公表するなど、確実に推進していただきたい。
- 4 市民生活に大きな影響を及ぼすおそれがある感染症の拡大や自然災害などが発生した際には、柔軟かつ迅速に対応していただきたい。



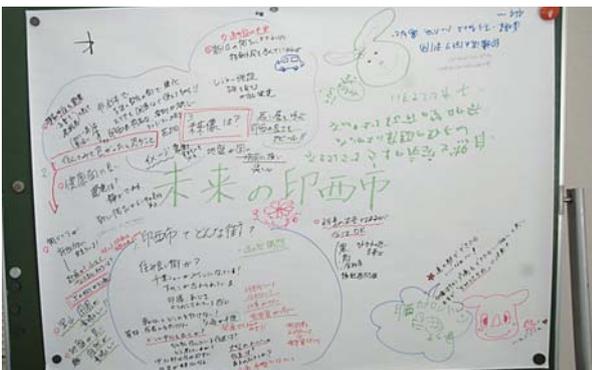
# 市民会議・中学生会議・若手職員会議の概要

## 1. 市民会議 開催概要

今後のまちづくりの方向性に関する多様な意見を把握するため、市民全般を対象とする市民会議を実施し、ワールドカフェ方式により、「印西市の理想の未来像」などについて話し合い、ご意見をいただきました。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開催日  | 令和元年 8 月 3 日(土)                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 開催時間 | 13 時～ 15 時                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 開催場所 | イオン千葉ニュータウン店 3F イオンホール                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 募集対象 | 市内在住または在勤在学の 18 歳以上の方                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 募集方法 | 無作為抽出により、市民 1,000 人に案内状を送付                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 参加者  | 57 名(男性 21 名、女性 36 名)                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 内容   | <ul style="list-style-type: none"><li>■ ご自身の経験や思いを踏まえつつ、印西市の魅力や理想像に関して、テーマに沿った話し合いを行う。</li><li>■ 1テーマが終わるごとに、席替えをしながら、合計 3 つのテーマについて多様な方と対話を行う。</li><li>■ 意見交換後、「10 年後の印西市はどんなまちになって欲しいか?」について、最も印象に残った意見を 2 枚ずつ付箋に書き出す。</li><li>■ その後、計画に位置付けられた大綱別の模造紙に付箋を貼り付け、全体で意見共有を行う。</li></ul> |

## 会議の風景



# 市民会議・中学生会議・若手職員会議の概要

## 2. 中学生会議 開催概要

今後のまちづくりの方向性に関する多様な意見を把握するため、市内の中学生を対象とする中学生会議を実施し、ワールドカフェ方式により、「印西市の理想の未来像」などについて話し合いご意見をいただきました。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開催日  | 令和元年8月9日(金)                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 開催時間 | 14時～16時                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 開催場所 | 印西市文化ホール多目的室                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 募集対象 | 市内在住の中学生                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 募集方法 | 市内の各中学校から推薦で3～5名                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 参加者  | 31名(男性15名、女性16名)                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 内容   | <ul style="list-style-type: none"><li>■ ご自身の経験や思いを踏まえつつ、印西市の魅力や理想像に関して、テーマに沿った話し合いを行う。</li><li>■ 1テーマが終わるごとに、席替えをしながら、合計3つのテーマについて多様な方と対話を行う。</li><li>■ 意見交換後、「10年後の印西市はどんなまちになって欲しいか？」について、最も印象に残った意見を2枚ずつ付箋に書き出す。</li><li>■ その後、計画に位置付けられた大綱別の模造紙に付箋を貼り付け、全体で意見共有を行う。</li></ul> |

### 会議の風景

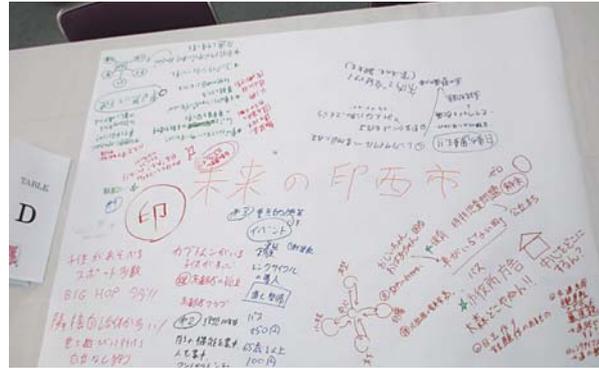


### 3. 若手職員会議 開催概要

市の若手職員が総合計画の策定に関わる機会を確保するとともに、市民会議・中学生会議と同様の意見交換を行い、意見の共通点や相違点などの比較を行いました。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開催日  | 令和元年 8 月 26 日(月)                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 開催時間 | 13 時 30 分～ 15 時 30 分                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 開催場所 | 印西市役所農業委員会会議室                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 募集対象 | 印西市役所に入庁してから 2 年目及び 3 年目の職員                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 募集方法 | 対象者へ参加依頼                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 参加者  | 24 名(男性 14 名、女性 10 名)                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ご自身の経験や思いを踏まえつつ、印西市の魅力や理想像に関して、テーマに沿った話し合いを行う。</li> <li>■ 1 テーマが終わるごとに、席替えをしながら、合計 4 つのテーマについて多様な方と対話を行う。</li> <li>■ 意見交換後、「10 年後の印西市はどんなまちになって欲しいか?」「総合計画を活用するための工夫は何か?」について、最も印象に残った意見を 2 枚ずつ付箋に書き出す。</li> <li>■ その後、模造紙に付箋を貼り付け、全体で意見共有を行う。</li> </ul> |

#### 会議の風景



# 用語解説

## あ行

|                |                                                                                                               |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ICT (アイシーティー)  | インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジーの略。インターネットや携帯電話の普及など情報通信技術 (IT) が急激に進歩する中で、世代や地域を越えて人と人を結ぶなど「コミュニケーション」にも着目した用語です。 |
| IoT (アイオーティー)  | インターネットオブシングスの略。自動車・電化製品など、IT機器以外の「もの」が、インターネットにより相互に接続されているシステムのことです。                                        |
| いんざいお仕事探しナビ    | 本市が提供する求人と就労に役立つ情報のサービスのことです。                                                                                 |
| いんざい健康ちょきん運動   | 住み慣れた地域での、健康づくり・地域づくりを目的とした住民主体の活動で、おもりとバンドを使う誰にでもできる簡単な運動のことです。                                              |
| 印西地区衛生組合       | 印西市・栄町で構成される広域行政組織で、し尿及び浄化槽汚泥の処理などを共同実施しています。                                                                 |
| 印西地区環境整備事業組合   | 印西市、白井市、栄町で構成される広域行政組織で、一般廃棄物の処理、墓地・火葬場の運営、平岡自然の家の運営などを行っています。                                                |
| インバウンド         | 日本を訪れる外国人旅行者のことです。                                                                                            |
| AI (エーアイ)      | アーティフィシャル インテリジェンスの略。人工知能のことです。                                                                               |
| SNS (エスエヌエス)   | ソーシャルネットワーキングサービスの略。インターネット上の会員制サービスの一種で、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築する場を提供するものです。                    |
| OJT (オージェーティー) | オンザジョブトレーニングの略。従業員の職業訓練で、仕事の現場で実務に携わりながら業務に必要な知識・技術を習得させるものです。                                                |
| オープンデータ        | 原作者を示すなどの一定の決まりのもとで誰でも自由に利用・再利用・再配布できる公開されたデータです。                                                             |
| 温室効果ガス         | 温室効果をもたらす気体で、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・フロン類などです。                                                                       |

## か行

|                |                                                                                                                           |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護保険制度         | 40歳以上の国民が被保険者として介護保険料を納め、要介護状態になった時に訪問介護をはじめとする介護保険サービスを費用の1割又は2割負担で利用できる社会保障制度です。                                        |
| かかりつけ医、かかりつけ薬局 | 病気の時に固定的に利用する地域の身近な診療所などや薬局。医師・歯科医師・看護師・薬剤師などのスタッフによる継続的な健康状態の観察が期待できるとともに、顔なじみの関係の構築により、健康問題や病気について気軽に相談しやすいといった利点があります。 |
| 合併処理浄化槽        | 微生物の有機物分解作用を利用し、し尿と生活雑排水をあわせて処理する装置です。                                                                                    |
| 関係人口           | 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことです。                                                                    |
| 観光客入込客数        | 観光地を訪れた、観光客の延数のことです。                                                                                                      |
| 起業             | 新しく事業を起こすことです。                                                                                                            |
| 機能別消防団員制度      | 仕事や家族の都合などで消防団の全ての活動に参加することが困難な場合、予防団員、広報団員、OB 団員として、能力やメリットを生かした特定の活動を行う制度です。                                            |
| 義務的経費          | 毎年度発生する経常的経費の中でも、法的に支出が義務付けられ任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のことです。職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費、地方債の元利償還金である公債費が該当します。                        |

|                       |                                                                                                                                         |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 協働                    | 複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することです。本市では、市民活動推進条例の中で、「市民、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割りを自覚し、自主的な行動に基づき、対等な立場で互いに協力及び連携しながらまちづくりを進めること」と定義しています。 |
| クリーン印西推進運動            | 地域の散乱ごみ・空き缶の清掃を目的として、市民・事業所に参加いただいて一斉に実施している清掃活動。毎月第1月曜日を「クリーン印西推進デー」としており、運動を実施しています。                                                  |
| グループホーム               | 障がい者・高齢者・児童などが自立し、地域社会で生活するための共同住居です。                                                                                                   |
| グローバル化                | 地球規模の、という意味です。                                                                                                                          |
| 景観計画                  | 良好な景観形成のために景観法に基づいて策定する計画であり、景観形成を図る区域や方針などを定めています。景観行政団体が定める景観計画区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などの届出義務が生じます。                       |
| 経常収支比率                | 税などの一般財源を経常的経費にどれくらい充当しているかをみるもので、この比率が高いほど財政構造が弾力性を失っていることを示します。                                                                       |
| 経常的経費                 | 人件費や扶助費、公債費（義務的経費）のほか、物件費（賃金、委託料など）、公共施設保全のための維持補修費などのうち、毎年度固定的にかかる経費のことを指します。                                                          |
| 刑法犯                   | 刑法上の罪状を有する犯罪です。                                                                                                                         |
| 刑法犯認知件数               | 警察などの捜査機関によって認知された刑法犯の件数のことです。                                                                                                          |
| KPI（重要業績評価指標）（ケーピーアイ） | キーパフォーマンスインディケーターの略。事業・戦略の経過と目標達成度を的確かつ定量的・可視的に測定・評価するために設定する基準指標です。                                                                    |
| 健康寿命                  | 健康上の問題で行動を制限されることなく日常生活を送れる期間のことで、寿命から介護を要する期間を除いたものです。                                                                                 |
| 権利擁護                  | 高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない場合などに人権や財産などの権利を守るため、成年後見制度や、各種サービスの適切な利用を援助する制度のことです。                                                    |
| 合計特殊出生率               | 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。                                                                   |
| 公債費                   | 行政機関が公債（借金）の元金・利息の返済のために必要とする経費です。                                                                                                      |
| 耕作放棄地                 | 農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」とされ、農家などの意思に基づき調査把握したものです。                                        |
| 交通不便地域                | 人口減少・少子高齢化で地域公共交通の利用者が減少し、経営状況の圧迫などにより、必要な公共交通サービスを受けられず、日常生活に不便が生じている地域です。                                                             |
| 高度処理型合併処理浄化槽          | 家庭から出る生活雑排水とし尿と併せて処理する合併処理浄化槽の働きに加え、有機物（BOD）だけでなく、湖沼で夏場に発生する「アオコ」（富栄養化）の発生原因となる窒素やリンなども除去できる合併処理浄化槽です。                                  |
| ゴミゼロ運動                | 空き缶などの収集活動を中心とした街頭での広域的な統一美化キャンペーンです。千葉県内の多くの市町村では、5月30日（ゴミゼロの日）に近い日曜日に実施しています。                                                         |
| コミュニティ                | 顔見知りの関係を保ちながら、家庭生活や仕事、教育、余暇活動などを行っている一定の地域社会です。それぞれの地域の生活課題を共同作業で解決するために、町内会・自治会・町会・区といった地域の自治組織が組織化されています。                             |
| コミュニティ・スクール           | 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのことです。                                             |
| コミュニティバス              | 自治体など地域の組織が住民の移動手段を確保するために運行するバスです。                                                                                                     |

# 用語解説

## さ行

|                  |                                                                                                                                        |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 再生可能エネルギー        | 絶えず資源が補充されて枯渇することのなく、エネルギー源として永続的に利用することができるもので、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱、バイオマスがあります。                                       |
| 里山               | 集落、人里の近くにあり、農林業や自然を利用する生活の営みによって、生態系の保全や水資源の循環、景観形成など多様な機能が維持管理されてきた森林や谷津のことです。                                                        |
| サプライチェーン         | 製品の原材料や部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの一連の流れのことです。                                                                                          |
| GDP<br>(ジーディーピー) | 国内の生産活動による商品・サービスの産出額から原材料などの中間投入額を控除した付加価値の総額です。                                                                                      |
| 市街化区域            | 都市計画区域内で、市街化を積極的に図る区域です。                                                                                                               |
| 市街化調整区域          | 都市計画区域内で、市街化の抑制を図る区域です。                                                                                                                |
| 自主防災組織           | 町内会・自治会などの地域団体や企業などが自主的に組織する防災組織。大規模災害の初動期に重要な役割を果たすことが証明されています。                                                                       |
| 実質公債費比率          | 普通会計が負担する元利償還金及び准元利償還金の標準財政規模に対する比率で、35%以上が「財政再生基準」、25%以上が「早期健全化基準」とされています。准元利償還金とは、繰出金や一部事務組合などへの負担金・補助金の地方債償還財源や公債費に準ずる債務負担行為が該当します。 |
| シティプロモーション       | 地域の魅力を地方自治体が「営業」し、地域のイメージ向上やブランドの確立を目指し、観光客の増加、転入者の増加などにより経済効果を高めて地域活性化につなげる取組です。                                                      |
| 市民アカデミー          | 市民の生涯にわたる学習を支援し、学びあいによる仲間づくりを進め、学習成果を活かし、まちづくりに生きがいを持って取り組むことができる実践的人材を育成することを目的として開設する2年間の学び舎のことです。                                   |
| 市民参加条例           | 市民が市の行政活動にかかわるための基本的な事項を定め、市民参加を推進することにより魅力と活力のある地域社会の発展に寄与することを目的として制定された条例です。                                                        |
| 社会体育施設           | 一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した体育館、水泳プール、運動場などのスポーツ施設のことです。                                                                                    |
| 社会福祉協議会          | 社会福祉の推進を目的とする公共的団体で、国や県、市町村を単位に組織されています。ボランティアの育成、相談業務などを行うほか、公的福祉サービスを運営する社会福祉協議会もあります。                                               |
| 就労継続支援           | 障害者総合支援法上のサービスメニューの1つで、最低賃金法の適応を受ける一般就労のA型と、福祉的就労のB型に分かれます。                                                                            |
| 情報公開制度           | 行政が保有している公文書を市民の皆さんからの請求に応じて、開示する制度です。                                                                                                 |
| 情報活用能力           | 「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の3観点の能力です。                                                                                           |
| 人権擁護委員           | 人権の侵犯を監視救済し、人権思想の普及高揚に努めるために、人権擁護委員法に基づいて市町村に置かれる委員で、市町村長の推薦によって法務大臣から委嘱されます。                                                          |
| 人口の社会増           | 他地域からの転入、他地域への転出の差によって生じる、人口の増加のことです。                                                                                                  |
| スマート自治体          | 行政手続きの電子化、職員の事務負担軽減、AIなどのICT活用により、持続可能な形で行政サービスを提供し続ける自治体のことです。                                                                        |
| 生活習慣病            | 高血圧、心筋梗塞など、不健康な生活習慣が大きな要因となって発症すると言われていた疾病のことです。                                                                                       |

|                        |                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生態系                    | 生物の群集とそれに影響する無機的環境からなるシステムです。                                                                                                                                                                      |
| 絶滅危惧種                  | 絶滅に瀕している動物・植物の種です。                                                                                                                                                                                 |
| 相談支援事業所                | 障がいのある人からの相談を受け、障害者総合支援法のサービスの利用などの調整を行う事業所です。                                                                                                                                                     |
| Society5.0<br>(ソサエティー) | 狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において国が目指すべき未来社会の姿として提唱しているサーバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のことです。 |

## た行

|                     |                                                                                                                                                           |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ダブルケア               | 育児期にある人(世帯)が親の介護も同時に行うことです。                                                                                                                               |
| 団塊の世代               | 第二次世界大戦直後の1947年から1949年に生まれた、第一次ベビーブームとも呼ばれる世代のことです。                                                                                                       |
| 男女共同参画社会            | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。                                          |
| 地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業 | 中学校区ごとに学校や地域で活動する団体が協力し、コミュニティづくりと生活環境の整備を図る、本市の教育施策事業です。                                                                                                 |
| 地域福祉支援ネットワーク        | 生活上の課題や問題解決のため関係する様々な専門家や事業者、ボランティアなどとの連携を図り、総合的かつ包括的な連携を行う体制のことです。                                                                                       |
| 地域包括ケア              | 公的福祉サービス事業所やボランティアなど様々な地域の福祉の担い手が連携しながら、支援が必要なすべての人を地域で包括的に支えていこうという概念です。                                                                                 |
| 地域包括支援センター          | 高齢者への総合的な生活支援の窓口となる機関です。市町村又は市町村から委託された法人が運営し、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止などの必要な支援が継続的に提供されるよう調整を行っています。                                               |
| 地産地消                | 地域の農産物などを地域で消費すること。農産物直売所などの取り組みを通じて形成されてきた言葉で、地産地消は、消費拡大や農業従事者と地域住民との交流などに効果があると考えられます。                                                                  |
| 地方交付税               | 全国的に一定の行政水準を確保するために、国が地方自治体に交付する財政支出で、普通交付税と特別交付税があります。                                                                                                   |
| DV(ディーバイ)           | ドメスティックバイオレンスの略。配偶者からの暴力のことです。                                                                                                                            |
| 出前講座                | 市民と行政とが手を取り合ってまちづくりを進めていくことを目的として、市民の学習機会を増やすとともに、市のさまざまなことについてより手軽に学ぶ機会を提供するもので、市民の皆さんが一覧から選んだ講座に合わせて、市民の皆さんが用意した会場に、印西市職員などを講師として派遣し、講義・説明などを行う講座のことです。 |
| 電子行政                | 情報通信技術を活用した行政事務の遂行のことです。                                                                                                                                  |
| 投資的経費               | 地方自治体の財政支出のうち、公共施設の建設など、将来の投資として行われる支出(費用)です。                                                                                                             |
| 都市計画道路              | 都市計画法に基づき都市計画決定された道路です。都市の骨格を形成し、安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するために整備する都市交通における基幹的な都市施設です。                                                                       |
| 都市公園                | 都市公園法に位置づけられた公園又は緑地で、具体的には、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園などがあります。                                                                                               |

# 用語解説

|           |                                                                                         |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市マスタープラン | 平成4年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。                                             |
| 土地改良事業    | 農用地の改良・保全のために行われる事業です。具体的にはかんがい排水施設の整備や農用地の造成、圃場整備といった建設事業や農用地の集団化を図る区画の整備など幅広い事業を含みます。 |
| 土地区画整理事業  | 都市計画区域内の土地において、宅地の利用の増進や公共施設の整備改善を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業のことです。         |

## な行

|           |                                                                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長門川水道企業団  | 印西市の一部と栄町全域を計画給水区域として末端給水事業を実施している事業体です。                                                                      |
| 成田スカイアクセス | 京成電鉄株式会社が運行する京成高砂駅と成田空港駅を結ぶ成田空港線の愛称。平成22年7月に開業しました。                                                           |
| 二次救急医療    | 軽症者に対し休日や夜間の外来診療を行う初期救急医療機関で入院や手術が必要と判断された救急患者や重症患者に対応する医療を行うことを指します。                                         |
| 認定新規就農者   | 「青年等就農計画」申請を市町村に認定され、その計画に沿って農業を営む者。対象者は1. 青年(原則18歳以上45歳未満)、2. 特定の知識・技能を有する中高年齢者(65歳未満)、1,2の者が役員の過半数を占める法人です。 |
| 認定農業者     | 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者、農地所有適格法人(旧農業生産法人)のことです。認定を受けると金融や税制面などでメリットがあります。                     |
| 年少人口比率    | 15歳未満人口が総人口に占める割合です。                                                                                          |

## は行

|           |                                                                                                                                          |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8050問題    | 長期化する引きこもりにより、50代の子と、80代の親との親子関係で発生する、収入や介護に関する問題のことです。                                                                                  |
| パブリックコメント | 市の計画や条例を決める際に、その案や素案について、市民に公表し、意見などを案に取り入れることができるか検討するとともに、寄せられた意見などに対する市の考え方・検討結果を類型化して公表する一連の手続のことです。(市民意見公募手続)。                      |
| ハラスメント    | 相手に不快な感情を抱かせる行為のことです。セクシャル・ハラスメント(セクハラ)やパワー・ハラスメント(パワハラ)、モラル・ハラスメント(モラハラ)、マタニティ・ハラスメント(マタハラ)などさまざまなハラスメントが問題となっています。                     |
| ビッグデータ    | データを蓄積、運用、分析等、データベースを管理運用する上で取り扱えないほどの大容量であり、更新頻度が早く、データの種類の膨大なことを指しています。                                                                |
| 付加価値の高い農業 | 農産物の生産のみならず、農村に由来する様々な地域資源を活用した6次産業化や農商工連携の推進による農産物の加工のほか、国産農産物などの輸出促進などを行うことにより、農村地域の雇用の確保や所得の向上を実現することです。                              |
| 扶助費       | 地方自治体の財政支出のうち、生活保護費など、社会保障制度の一環として、現金・物品を問わず、対象者に対して支給される経費です。                                                                           |
| 普通交付税     | 地方交付税の主体となるもので、毎年度、各地方自治体において、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る場合にその差額が国から交付されます。                                                                      |
| 文化財       | 人々の文化的活動の結果として生み出された文化的価値を有するものです。文化財保護法では文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」と定義し、これらのうち国などから指定・選定・登録されたものが重点的に保護されています。 |

## ま行

|             |                                                                                                                                 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 無線 LAN (ラン) | LAN とはローカル・エリア・ネットワークの略語で、限られた範囲内のコンピュータや通信機器などを接続し、相互にデータ通信できるようにした構内ネットワークのことです。無線通信を利用してデータの送受信を行う LAN システムのことを無線 LAN といいます。 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## や行

|            |                                                                                                          |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 谷津         | 台地が谷に入り込む独特の地形。本市周辺は縄文時代の浅い海が陸地化した時に細長い湿地が多く残り、谷津が多く形成されました。                                             |
| 有害鳥獣       | 農産物などに被害を及ぼしている鳥獣で、本市ではイノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキやカラスなどが対象となっています。                                             |
| 遊休農地       | 「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」又は「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」のことです。 |
| 要支援・要介護認定率 | 第 1 号被保険者に占める要支援・要介護認定者数割合のことです。                                                                         |

## ら行

|           |                                                                                             |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 流域関連公共下水道 | 2つ以上の市町村の下水を処理するために、県が設置、管理する幹線管渠と処理場を流域下水道といい、その流域下水道に接続する市町村が設置・管理する公共下水道を流域関連公共下水道といいます。 |
| 6 次産業化    | 1 次産業としての農林漁業と、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業などを総合的かつ一体的に推進し、新たな付加価値を生み出す取組のことです。                |
| ロボティクス    | ロボットの設計・製作・制御の研究を行う「ロボット工学」のことです。ものづくりやサービスなどの分野でのロボットの活用が進められています。                         |

# 市民憲章

## 印西市民憲章

わたくしたちの印西は、  
ゆうゆうと流れる利根川、  
水鳥飛び交う印旛沼、手賀沼に囲まれ、  
緑豊かな田園と新旧の街並みが織り成す  
調和のとれた美しいまちです。

わたくしたちは、先人の築いた歴史と伝統を受け継ぎながら、  
輝かしい未来に向かって、  
一人ひとりが主役となる元気なまちをつくるためにこの憲章を定めます。

- 1 美しいふるさとに誇りを持ち、環境にやさしいまちをつくります。
- 1 互いに助け合い、お年寄りや子どもを大切に、安全で安心なまちをつくります。
- 1 とともに学び、教養を高め、文化の薫り高いまちをつくります。
- 1 スポーツに親しみ、健康で明るいまちをつくります。
- 1 働くことを喜びとし、進んで地域に参加する、活力のあるまちをつくります。

市の花 コスモス



市の木 サクラ



市の鳥 メジロ



市の魚 ナマズ







---

## 印西市総合計画

発行日 令和3年3月

発行 印西市企画財政部企画政策課

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2

電話 0476-42-5111 (代)

<https://www.city.inzai.lg.jp/>

